

# 令和8年度 目黒区介護職員 初任者研修受講費補助事業



目黒区内事業所の介護職員の「介護職員初任者研修」の受講費を、  
運営法人からの申請により補助します。

## 補助要件

- ① 令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間に初任者研修を修了していること。  
(ただし、職員が運営法人と雇用契約を結ぶ前に初任者研修を修了している場合は、初任者研修を修了した日から3か月以内に介護職員として区内の介護サービス事業所の職務に従事していること。)
- ② 運営法人と雇用契約を結び、雇用契約後に当該運営法人の運営する区内の介護サービス事業所にて3か月以上就労し、現に就労していること。
- ③ 国、東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同様の補助金等を受けていないこと。

## 補助金額

研修受講費 上限 **6** 万円 (テキスト代等、実習に要した費用を含む)  
※1,000円未満切り捨て  
※消費税・支払い手数料等は**補助対象外**

## 申請方法

オンラインフォーム(LoGoフォーム)によりご申請ください。

※研修修了証明書・領収書等が必要です。

■ オンラインフォーム申請ページ  
<URL> <https://logoform.jp/form/KeTk/418011>  
目黒区WEBサイトからもリンクがございます。  
(ページタイトル「目黒区介護職員初任者研修受講費補助事業」)



※WEBによる申請が困難な場合は、郵送または窓口にてご申請ください。

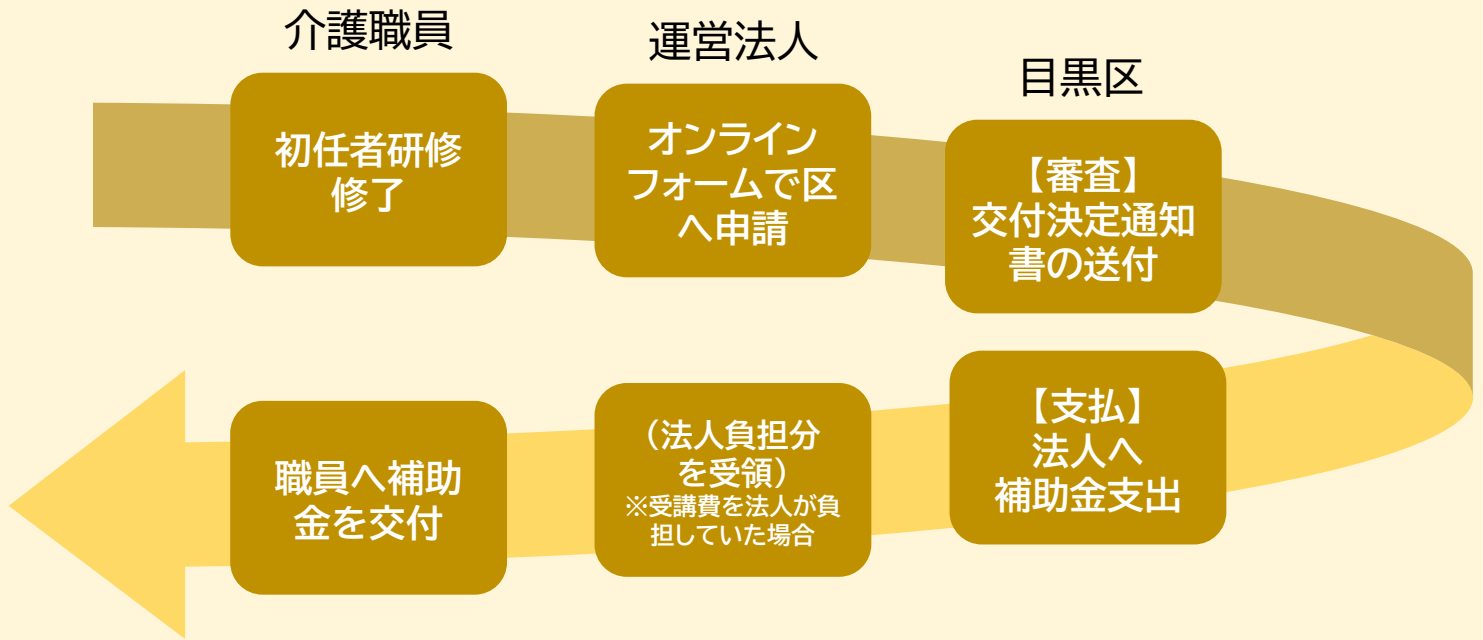
## 申請期限

令和9年3月12日(金)必着

※補助は**予算終了次第、受付終了**とさせていただきます。  
終了の際は、目黒区WEBサイトでお知らせします。

<介護保険指定事業者>

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、  
介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、  
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設



## よくあるご質問

Q1 目黒区民ではないが、目黒区内の介護事業所に勤務している。

A1 補助対象です。

Q2 非常勤の介護職員として勤務している。

A2 事業所の運営法人と直接雇用契約を結んでいれば、雇用形態関係なく補助対象です。

Q3 直接職員が申請して補助金を受領することは可能ですか。

A3 職員の方が直接申請し、補助金を受領することはできません。必ず事業所の運営法人から申請をして、運営法人を通じて補助金を受領してください。

Q4 領収書に記載の金額は全額が補助対象ですか。

A4 研修実施者へ支払った金額のうち、消費税・分割払い手数料を除いた「本体価格のみ」が補助対象経費です。特に、消費税分を忘れずに除いたうえで、補助対象経費を計算してご申請ください。

問い合わせ先

目黒区 高齢福祉課 高齢者福祉住宅・施設係  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15  
Tel 03-5722-9843 Fax 03-5722-9474  
Email kourei07@city.meguro.tokyo.jp